

<b>予算決算委員会産業建設分科会会議記録</b> <b>(決算審査)</b>	
1. 日 時	令和2年10月1日(木) 9:30開会 令和2年10月1日(木) 15:20閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	吉田知代座長、栗山泰三副座長、 丹後政俊委員、園田依子委員、大西基雄委員、森本富夫委員
8. 会議に付した事件 認定第1号 令和元年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について 認定第6号 令和元年度丹波篠山市農業共済事業会計決算認定について	
9. 議事の経過 <b>■ 認定第1号 令和元年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について</b> <b>農業委員会</b>  <b>【主な説明】</b> 事務局 決算説明資料に基づき説明  <b>【主な質疑】</b> 大西委員 農業委員関係費に関し、遊休農地の発生防止等に取り組み、その他きめ細かな地域の相談活動も行っていると思いますが、遊休農地等の発生防止に向けどのような方向性を持って進め、また農業者にお伝えされているのでしょうか。また、市内の児童を対象に稲作や黒大豆の栽培等の指導等もいただいているということですが、市内では高齢化に伴い農地の維持に関しては厳しい状況になっているのが現状だと感じています。  事務局 遊休農地、耕作放棄地の解消という部分ですが、農業委員、農地利用最適化推進委員が38名おられ、旧町毎に6ブロックに分かれ各地域委員会として活動をしていただいています。その地域委員会の中で、農地のパトロールを定期的あるいは不定期に実施いただき、遊休農地の発見、解消に努めていただいています。そういったパトロールで発見された遊休農地については、自治会長、あるいは自治会長会等へ出向かれそういう実情があるといったことで地元フィードバックする、あるいは直接所有者に出会い、遊休農地・放棄地の解消に向けた話をさせていただいて、鋭意取り組んでいただいています。次に、高齢化による農業経営が厳しくなるのではないかと話ですが、これにつきましても、農都政策課が中心となって活動していますが、人・農	

大西委員	<p>地プランというものがあります。その人・農地プランの中で、5年後、10年後農業が出来なくなった場合、後継者として誰を位置づけるかというようなことを各集落で決定することになっていますが、人・農地プランの策定に向けた会議にも、農地利用最適化推進委員が積極的に参加しまして、プランの策定に向けて取り組んでいただいています。</p>
事務局	<p>そういった会議等や相談活動の中で、どのような意見が出ているのでしょうか。高齢化によりもう農業経営出来ない、数年後には農業経営出来ないという声が多いのではないかと推測しますが、どのような意見が多いのでしょうか。参考に聞かせていただきたいと思います。</p> <p>一つの声としましては、高齢化で農業経営が困難であるという意見や、都会へ出て農地が残っているという地域に住んでいない地権者のお話も聞かしていただいています。農地利用最適化推進委員の活動の中で、市外居住者の方で、どうしても耕作出来ないということで、遊休農地化している農地を農地利用最適化推進委員の活動の中で、所有者と連絡を取り、大規模農家への利用権設定を行うという働きかけで、水稻栽培をしていただき、農地に戻ったというような実例もあります。</p>
大西委員	<p>これは、私の思いとしてお話をしますが、農業経営ができなくなると放棄田になってしまうので、農地転用を行い、ソーラーパネルを設置するなど他の利用が出来ないだろうかという話も農業者から聞きますが、残念ながら規制があり農地転用は出来ない。本当に耕作出来ないその地域については、農振除外するというような方向性も考えて欲しいという声も聞いています。そのような声が出ている現状も、農業委員会の中で出していただき、今後の方向性の一つとしてお考えいただければと思います。</p>
事務局	<p>農振農用地につきましては、優良農地という形ですので農地として守っていくというのが第1主義であるというように思います。先ほど説明をさせていただきましたが、人・農地プランということで、地域の農地は何とか地域で守っていただけるような形の方向性が見出せないかなということで、担当部署と連携しながら最低限農振農用地については優良農地という形になりますので、農地として守っていきたいと考えています。</p>
丹後委員	<p>農業委員会事務局費に関し、事業の効果として挙げてある表ですが、これに関連して農業委員会の大きな役割としては農地を守ることであると思いますが、空き家バンクの制度に農地付き空き家という制度があります。小規模の農地は、割と動きやすくするために農地付き空き家として登録するという制度があり、高齢化の情勢の中で農地</p>

	<p>を動かしやすくする良い制度だと思っており、農地を守ることにもつながっていると思いますが、それについて農業委員会としてはどのように考えられていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>空き家バンクにつきましては、先ほど委員から話していただいたように、遊休農地の解消、そして本市への移住により定住を促進するといったことが目的となっていて、平成29年度の制度発足以来、19件の相談があり、そのうち指定告示に至ったものが10件あります。そして、3条許可によって取得されたものが10件のうち8件という状況になっていて、4年目を迎えた訳ですがそれなりの実績が出てきているのではないかと感じています。</p>
<p>丹後委員</p>	<p>農地を売りたいという思いがあるが、なかなかその現状をとどめていけば放棄地でないと認めてもらえないというような意見があります。農業委員会としては農地を守るのは理解しますが、色々な事情で、家と農地を一緒に売買したいという思いの方にとっては、認めていただくことも大事なことになると思うので、その辺の農地を守るということももちろん大事なのでその辺のバランスとりながら、今おっしゃったような農地付き空き家の趣旨にのっとって、これからも適切に進めていただきますようお願いいたします。</p>
<p>栗山副座長</p>	<p>農地法申請受付実績の表に記載のある5条（転用）の件数が35件となっていますが、どの地域の申請が多いのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>5条の転用申請につきましては、都市化が進んでいる丹南篠山ロインター周辺、あるいはこの旧篠山町内周辺に宅地分譲、建売分譲住宅共同住宅等の建設が進んでいますので、そこら辺を中心とした転用が多くなっています。</p>
<p>栗山副座長 事務局</p>	<p>増加傾向にあるのでしょうか。この数年の経過はどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的に、ほぼ横ばいにあると思っています。ただ、昨年度消費税8%から10%に上がる際、10%になるまでの期間に駆け込み需要が多かったというように思っています。でもその10%になってからは、その分若干少なくなったのかなというように感じています。</p>
<p>栗山副座長</p>	<p>消費税の関係で動きの変動も理解しますが、転用を行い農地が他の土地に変わっていく一方で、遊休地も出てきている現状もあります。農業を取り巻く環境は色々あるとは思いますが、人・農地プランという話も先ほど聞かせていただいたのですが、地域によって策定しやすい、しにくい地域があるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>地域によって、策定しやすい策定しにくいというような地域は無いのではないかと思います。やはりその地域の5年後10年後を見据え</p>

たときに、後継者がどうなんだという話が盛り上がった時にそれぞれの地域から策定に向けたお話をもらっているのではないかとこのように思っています。

栗山副座長

地域によって違うという話は、地域の中に認定農家がおられその方に担い手としてお願い出来るというような地域がある。しかし、その隣の地域は、認定農家のような大規模農家がない場合は、担い手がなく人・農地プランの策定は難しいのではないかと私は思っていますがどうでしょうか。

事務局

各自治会単位で、人・農地プランというのを考えてもらうのですが、一つの地域の中に大規模認定農家がないような場合については、もう少し範囲を広げ校区単位ぐらいまで広げ、その中におられる大規模農家等に中心経営体になっていただいて、農地を守っていただくというのも一つの方策です。農地の集約化をすることによって、効率化を図るのであれば、大規模農家にもそちらのほうに入っていただくということも可能であるというようには聞かせていただいています。農地が分散しているのであれば入れないけども、地域で利用権設定する農地をまとめることが可能であれば、中心経営体になれるということ聞いています。

栗山副座長

人・農地プランの策定は、集落単位ではなく、小学校区単位の策定も可能であるという解釈でよろしいのでしょうか。

事務局

人・農地プランの策定自体は、自治会単位になるのですが、中心経営体になっていただく方が当自治会におられなくても、校区内におられればその方が単位自治会の人・農地プランを策定している地域の中心経営体になっていただくことは可能です。

森本委員

法改正がされまして、農業委員と、農地利用最適化推進委員との2通りに分かれた結果、今回の制度改正を上手く利用して実績が上げられたというようなことがありましたら教えて下さい。

事務局

法改正を受けまして、農地の最適化ということが明確に位置づけられました。そういった中で、遊休地農地の解消や、解消に向けた活動が義務化と申しますか、位置づけられておりますので、農業委員、農地最適化推進委員が積極的に取り組んでいただくことになり、より一層遊休農地の解消に向けての実績が進んでいると考えています。

森本委員

それと改選に当たり、女性、または若い農業者にできるだけ多く参画をしてもらうように努めていくという挨拶もありましたが、それに向けての方策で何か考えておられることがありましたら、教えて下さい。

事務局	今回の改選に向けまして、5月と8月に自治会長会の理事会、さらに認定農業者の会議にも6月に出席し、若手なり、女性農業者の積極的な登用について依頼をさせていただいたところです。
森本委員	これから本当に意欲を持って取り組んでいただく若い農業者、中心として頑張っている女性農業者もおられますので、一緒になって取りこんでいただくというような形でお願いしたいと思います。
栗山副座長	法改正の趣旨は、遊休農地を解消するための農地利用最適化推進委員が働くということで改正がされたということでしょうか。
事務局	法改正の中で重点化されましたのが、農地等の利用の最適化ということで、担い手への農地利用の集積、集約、そして遊休農地の発生防止解消、そしてもう1点は新規参入者の促進ということで、その三つが任意業務から必須業務ということに位置づけられました。
栗山副座長	今までは農業委員だけでしたが、農地利用最適化推進委員の制度が出来たために、更に人員を19名増加し進めるということですか。
事務局	そうです。
観光交流部	
【主な説明】	
商工観光課	決算説明資料に基づき説明
【主な質疑】	
丹後委員	労働諸費に関し、就職フェアや企業紹介フェア、高校生対象の企業紹介セミナー等の開催を行ったとありますが、これはどのような趣旨で、商工観光課が実施されているのでしょうか。
観光交流部	こちらの事業につきましては、県民局、商工会、丹波市、丹波篠山市、ハローワーク等と連携をしまして、地元の高校生をできるだけ地元で就職していただけるようなきっかけづくりということで、市内の企業の紹介、学生と企業とのマッチングを行う目的で開催しています。
丹後委員	地元就職、地元を卒業した高校生等、Uターンも含めてですけど、地元の子が地元で就職していただきたいということで企画総務部の創造都市課でも実施されています。その思いは私も共有するところなので、そこに支出し効果を出すことは非常に大事なことだと思っています。創造都市課との事業のすみ分けや、連携はどのようになっているのでしょうか。
観光交流部	創造都市課と連携して進めておりまして、創造都市課はどちらか

丹後委員	<p>といいますと大企業を中心とした事業展開をしております、商工観光課では、中小企業、小規模事業者とのマッチングを行ってすみ分けをしています。対象者としましては、学生等を対象とした事業でありますので、連携した形で進めているのが実情です。</p> <p>高校生等に見れば、どこが担当部署かどうかは関係なく、求めている情報が届く、そして地元の企業の魅力に触れて自ら就職していくというそういう流れをつくっていただきたい。情報発信等も含めて、更に連携して重複や隙間が出来ないように、より充実を期待します。</p>
大西委員	<p>商工振興費に関し、住宅リフォーム補助金の件ですが募集枠120名のところに210件の応募者があったということですが、落選した90件については、継続してまたこの住宅リフォーム補助金の申請に参加できるのか、それとも再度申請していただくのでしょうか。</p>
観光交流部	<p>当該年度で120件の枠がありますが、何らかの都合で採択されたにも関わらず実行出来ないというような案件も出てきます。そういった場合は、採択されなかった方を、繰上げ採択させていただくという方法をさせていただいているのと、一旦申請されて採択されなかった方につきましては、また次年度継続して申請もらうというような状況です。</p>
大西委員	<p>どのような流れで進められているのか教えていただけますか。</p>
観光交流部	<p>住宅リフォーム助成の当選者におかれましては、当選後市から必要書類を送らせていただいて、市に提出してもらいます。業者、工務店の方は慣れておられるので業者に直接聞かれる方も多いのですが、ケースによっては該当しない場合もありますので、市に確認、相談していただきながら、提出していただいた書類の内容を審査し、不明な点は聞き取りをさせていただいたりするなど連携を丁寧に行いながら進めています。</p>
園田議員	<p>関連ですが、住宅リフォーム補助金は、本当に効果がある事業だと思っています。年々、応募される件数が増加する中で、抽選で当選者を決められ公平性があるかとは思いますが、毎回当選される方があるというような状況の中で、本当に多くの方に利用していただけるように考えていくことが出来ないのでしょうか。その辺については、どう思われているのでしょうか。</p>
観光交流部	<p>申請者がいらっしゃる前で、抽選しながら当選者を決定していくのですが、結果として同じ方がまた採択されるということももちろんありますので、方法論については、一つの課題として今後検討していく必要があるというように感じています。</p>

園田委員

抽選で決定しており公平性はあると思いますが、出来るだけ多くの方にあたるような仕組みも考えていくことも、必要ではないかと考えますのでよろしくお願いします。

商工振興施設管理費に関し、丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の指定管理業務の中で、入園者数が令和元年度7万3,827人という中で、平日に利用する時や、窯元横丁の焼き物を買いにいくのに入館料が要するということに対して違和感を持たれる方があります。中でイベントがある際には、無料開放されていると思いますが、月別の入館者数はわかるのでしょうか。

観光交流部

毎月、翌月に陶の郷から市に入館者数（大人、障害者の方、高齢者の方、外国人の方）について報告はいただいています。

園田委員

イベント時や、土日曜、祝祭日に入園される方が多いのではないかと思います。平日から立杭焼を目当てに観光に来られる方が多いし、これからも平日に陶の郷に入館していただく人を増やしていくためには、入園される方への入園料を取ることが理解出来ないと思っています。窯元横丁に買物を目的に入られる方がほとんどだと思いますが、一つの施設の上に丹波焼の焼き物が展示してあるから、そこを維持するために組合の方から入園料としていただいているというように聞かせていただきますが、展示している場所に入られる方がどれだけおられるかということが疑問に思います。丹波焼を見に行かれる方に対して、入園料をいただくならまだ理解はできるんですけど、買物に行くときになぜそこで入園料を払わなくてはならないのかという意見を、多くの地元の方からも聞かしていただいていますので、もう一度検討していただいて、皆さんが入りやすいような考え方で取り組んでいただけたらうれしかなと思います。どのように考えられていますか。

観光交流部

陶磁器協同組合と相談をさせていただきながら、今すぐということは難しいかもしれませんが、十分に意見の聞き取りをさせていただきながら考えていきたいと思っています。

園田委員

焼き物を買っていただくことで売上げが上がるのであれば、相乗効果ではありませんが、維持管理の中でやりやすい方向に行くのではないかと考えていたりしますし、丹波焼もすごく人気が出てきていると私は思っていますので、観光に来られた方が気持ちよく見ていただけるような一つの体制として考えていただければというように思っていますので、よろしくお願いします。

栗山副座長

労働諸費に関し、企業紹介フェア、高校生対象の企業紹介セミナー等に取り組まれています。結果的に本市に就職された方は何人おら

れるのでしょうか。

観光交流部

その参加した学生がどれだけ地元就職したかという人数はわかりかねます。

栗山副座長

この取り組みは良い事業だと思いますので、是非その地元就職された人数も押さえていただいて、教えてもらえればと思います。

商工振興施設管理費に関し、(一社)ウィズささやまに指定管理してもらっている丹波篠山市民センターの件ですが、利用人数が少し減少傾向にあります。使用料について市民の方にとっては少し高めの設定ではないかという市民の声を聞く事があります。市民センターの利便性を上げるためには、使用料が大きなウェイトを占めていると考えられますので、検討できるのであれば考慮いただければと思いますがどうでしょうか。

赤松部長

料金設定が高ければ、利用も少なくなり他の施設に移るということも考えられますが、本市には市民が利用する施設は数多くあり、そちらとの料金設定の兼ね合いもありますので、市民センターだけ考えるというよりも、オール丹波篠山で考えるという事が1番いいと思いますので、市民センターだけでなく全体的なことも考えながら、市民が利用しやすいような施設利用形態、利用料金は検討していかなければならないというように思います。

栗山副座長

周辺の施設等の料金体系も調べていただき、バランスがあると思いますが、立派な施設ですので市民が使いやすいことが1番大事だと思いますので検討をよろしくお願いいたします。

大西委員

商工振興費に関し、商店街おもてなしリフォーム助成についてお伺いします。昨年度の実績は何件になるのでしょうか。

観光交流部

おもてなしリフォーム助成は2件分になります。今田地域の飲食店と窯元の2件です。

大西委員

2件しか応募がなかったのでしょうか。それとも他にも応募はあって、2件だけが選ばれたのでしょうか。

観光交流部

令和元年度につきましては、窯元につきましては平成30年度からの相談の延長で、令和元年度に実施されました。もう1件の飲食店につきましては、令和元年度に相談、着手ということで実施されました。2分の1補助で、半額は自身で負担していただく制度となっています。周知は市の広報、ホームページ等で行っていますが、新聞等で取上げてもらうような何か新たな取り組みということで考えていけないかなという反省はしています。今年度につきまして、令和2年度4件の相談をいただいて、堀先生に現地見ていただきアドバ



イスをいただきながら進めています。商店街連合会の役員等とどのように進めていこうかという相談はしながらも、なかなか各店舗まで情報が行き届いてないような感じがありますので、事業実施から令和2年度で3年目になり見直しの時期にもきていますので、来年度以降どのようにしていくのかを、当初予算の時期までに練っていったらと思っています。

大西委員

周知の方法が少しまずかったのではないかと思います。リフォームしたい店は、もっと多いのではないかと思いますので、しっかりと周知ができるような取り組みをしていただけたらと思います。

観光宣伝事業に関し、八上、野々垣に駐車場を整備していただきましたが、各駐車場の駐車可能台数と、管理体制はどのようになっているのでしょうか。また、案内看板の設置についても教えていただきたいと思っています。

観光交流部

まず駐車場の台数ですが、八上の高城山前駐車場が21台。野々垣の駐車場が10台です。管理体制については、八上の駐車場ですと、地元の麒麟がくる委員会の方々に何かありましたらすぐに連絡をいただくことにしており、商工観光課より現地に出向いて対応するというような形で、地元の方と連絡を密にしながら管理をしている状況です。野々垣につきましても、地元の方、高城山登ろう会の代表の方いろいろな方が関わっていただいておりますので、連携を密にし、管理を進めていきたいというように考えています。

観光交流部

農地や空き地を埋立てて駐車場にしていますので、周辺に草が生えたり、溝に水路がありますので、その辺りの管理も含めまして地域の皆さんに迷惑をかけないように、令和2年度にシルバー人材センターさんをお願いして、草刈り、清掃についてはお願いしています。

大西委員

看板設置をされたということですが、どこに、どんな感じの看板を設置されたのでしょうか。

観光交流部

まず八上ですが、八上ふるさと館の前に、高さが3m50cm程の、去年つくりましたイラストをあしらった駐車場への誘導看板を設置いたしております。それから野々垣には、国道372号線から、旧日置街道といいますか野々垣の方向へ向かう道の要所要所に、誘導の看板を設置しています。ただ、駐車場から山頂に登るまでの誘導看板につきましても、地元のほうで自主的に設置いただいているものもありますし、老朽したものについてはまだ若干出来てないところもありますので、今後早急に考えていきたいというように思っています。

大西委員	<p>処刑された松の木の方へ行く看板が全然上がっていませんでしたが、地元の方、有志の方であげられているという理解でいいのでしょうか。</p>
観光交流部	<p>地元の方であげられている場所もありますが、その辺りは全体的な整備の中で考えていきたいというように思っています。</p>
森本委員	<p>日本遺産・創造都市推進事業に関し、本市は市外に向けて手を挙げて認定を受けたりするのは得意であるが、市民の皆さん方に、周知、浸透させることはなかなか出来てないのではないかなという話から議員の中から出ます。令和元年度、日本遺産のまちづくり応援事業で15件補助していただいています。もっと日本遺産ということを定着させる、みんなの日常が日本遺産であるということが市民には伝わっていないと思っています。日本遺産、創造都市を生かした観光並びに市民の福祉向上に関する担当部署としての、令和元年度1年間の取り組み効果をどのように捉えておられるのか確認しておきたいのと共に今後の方向性を教えて下さい。</p>
観光交流部	<p>外向きに丹波篠山市というPRを積極的にやってきましたが、市内におきましては、子供から大人まで日本遺産であったり、ユネスコであったりそういったことの事業を紹介できるようなパンフレットをつくったりしてPRしているのと、広報ホームページ等で例えば丹波焼、デカンショ祭りの日本遺産に選ばれた魅力というものを伝えているわけですが、なかなか市民に十分理解を得られていないという実情は確かに反省としてあると思いますので、その辺はPR効果をどういう形で今後持っていくかと、PR方法をどういう形でしていくかというところを十分に考えていきたいというように思っています。日本遺産のまちづくり応援事業補助金で、市民の活動に対する補助金をつけさせていただいて、日本遺産の魅力を感じていただきながら、自分たちで元気なまちづくりをしていくというようなところを支援させていただいている訳ですが、現在、日本遺産のまちづくり応援事業補助金については合計37件の市民団体に助成をさせていただいていますので、今後もそういった形も含め、積極的にPRもしていきたいというように思っています。</p>
森本委員	<p>市民に向けて積極的なPRをよろしくお願ひしたいと思ひます。そのことがやっぱり市民の誇りにもなるし、若い方に本市がすばらしいまちであることに気づき、ここに住み続けようかというようなことにも繋がってくるのではないかなと思ひます。</p> <p>全体的な質問をさせてもらひますが、外向けに来訪を促すPRをし</p>

ますが、どこへ来てもらうかということがあります。当然、城周辺がメインであると思いますが、市内各地に観光客を誘導するような取組が要るのではないかと思います。令和元年度の活動成果として、そのようなことが出来たのか確認させていただきたいと思います。

観光交流部

令和元年度については、やはり大河ドラマの関連で高城山や、各市内の山城のPRが出来たかなと感じておりますのと、やはり地元の方が一生懸命に地元をPRすることも考えて実施いただきましたので、その辺りは市民の意識の醸成も含めてPRにつながったかなというように感じております。今後、本市のホームページぐるり丹波篠山で、観光協会の協力も得ながら市内の魅力、そして訪れていただく場所、四季折々の魅力を情報発信していきたいと思っております。今年については、コロナの関係で人を集めての集客、それからPRがなかなか出来なかったのですが、今後の方向性としてはやはり各地に出向いてのキャラバン、いろんなイベントでのPRも含めて、あらゆる手段で丹波篠山の魅力を発信していきたいというように考えております。

吉田座長

観光客誘致促進事業に関し、丹波篠山まちのコンシェルジュに対し、協力者謝礼の支出がありますが、人数と内訳を教えてください。

観光交流部

アメリカ、イギリス、フランス、日本から4名の方と、昨年度新たに3名の方に加盟していただきました。その後、一名が都合により外れたいという申出がありました。ただコンシェルジュとしては脱退されますが、状況に応じて協力いただけるというようなことで聞いています。またもう一名についても、本国に帰国されることになりました。次の方を御紹介いただくか、もしくは帰国されても、本市のことを大変気に入っていただいていますので、外国からでも情報発信というのが出来ますので、何らかの形で関わっていただきたいということをお伺いしておりますので、今現状5名の方で今は進めていくような状況です。昨年度の委員謝金、協力者謝礼の分の内訳については、今資料がございませんので、また後ほど届けさせていただくということで、お願いいたします。

農都創造部

【主な説明】

森づくり課

決算説明資料に基づき説明

【主な質疑】

栗山副座長

鳥獣被害対策事業に関し、猿の追払いについて、鈴木先生にお世話になり猿が早く逃げていくようになったとのことですが、具体的にどの

のような対応をしているのでしょうか。

農都創造部

まずは、被害集落の皆さんに猿の生態を知っていただくということで研修会を行いました。その研修会で、猿の生態を知るとともに、ロケット花火による追い払い、犬による追い払いの方法論を伝授し取り組んでもらっています。猿の存在がないと追い払いすることが出来ませんので、今市内に猿の群れが5つありますが、その内の数匹に発信器をつけています。その発信機の電波を受信することで、猿の群れがどこにいるか事前に分かるようになっていきます。市のメールと、また、サルイチといいまして文字情報だけではなく位置の地図情報まで送るシステムの2つのシステムにより、猿がどこにいるかを被害住民の方に送っています。今申し上げた5つの群(A, B, C, D, E)は、生息域は基本的に決まっているため、被害集落はどの群れが来るかというのがわかります。自分の集落に近くにいるのか、また遠い場所にいるのかということで、近くにいれば待ち構えてロケット花火、他のもっと強力な花火を用いて追い払うということを地道に繰り返してもらっています。しっかり取り組まれる地域には、農地に出没する時間が警戒するため短くなっています。長く猿が地域に滞在すると、農作物を沢山食べられてしまうので被害も大きくなるし、被害を受けられた方の気持ちも大きくなるということで大変になりますが、地道な繰り返しによって取り組みが出来るとということで、長い時間がかかりましたが、なかなか被害はゼロにはなりません先ほど申し上げた新たな被害として、警戒されていない集落には出没するようになっていきます。また、新たな集落で順次研修会を開催し、追い払いの手法等を練習していきたいと思っています。統計的に見てみると、以前よりも森林で滞在する時間が長くなっています。希望的観測もありますが、山に追いつつあるというような現状です。

栗山副座長

位置情報が、対象集落の方に情報が行くことで、集落の方もサルが出没することが分かり、対象集落の方みんなで、ロケット花火、犬による追い払いを繰り返し行っているため、猿の出没時間が短くなってきたという理解でよろしいでしょうか。

農都創造部

対象集落の住民の積み重ねた努力で効果も出てきていますし、先程説明しました猿用電気柵が効果をあげていると考えています。猿の特性を活かして、電気ショックによって、農地を餌場としないサル用電気ショックがあるんです。議会の承認をいただき、市内100キロ整備しており、追い払いしなくても農地に入ろうとしても電気ショックで食べられず農地で餌を取るのではなく、山の中で餌を取ろうという

行動習性に変えてきたこの2つの取組が効果を上げています。全国でもここまで市民が取り組み、行政も、議会のバックアップも得て取り組んで、ここまでやっているような地域はないと思っております。

大西委員

有害鳥獣の捕獲とか被害、防除体制の整備ということで、デジタル簡易無線機の購入がありますが、具体的に何台購入をされて、どのような形で使用されているのか教えてください。

農都創造部

購入台数は後でお示したいと思いますが、平成26年にデジタル無線機を購入しました。それとあとドッグマーカーといまして、犬がどこにいるか電波を発信する機器、車載器、その3種類を購入しています。平成26年ぐらいに購入しましたが、長年頑張っていて活動される中で、故障、耐用年数が過ぎた機器もあったのと、新しい隊員が加入したことで、今回不足分に対して20数台購入しました。猟友会の有害鳥獣駆除として、狩猟期以外の3月15日から11月15日の期間に市の要請に基づいて、有害鳥獣の被害が出て地域で銃器による駆除の際に利用するものです。

丹後委員

小動物捕獲機器導入補助金とは、具体的にはどのようなものですか。

農都創造部

アライグマ、ヌートリアを捕獲するための補助金です。鹿、イノシシの駆除は、猟友会の人を非常勤の公務員として捕獲してもらっていますが、アライグマまで手が回らないということで、外来生物法に基づき、環境省認定を受けた講習を受ければ一般市民も捕獲することができます。捕獲するために捕獲器は必要ですので、半額助成しています。

丹後委員

報償費の件ですが、支払われる単価が異なりますが詳細を教えてください。

農都創造部

まず5千5百円は、鳥獣被害対策実施隊員が捕獲した際の成功報酬、2千円は、一般市民の方が講習を受けて4月から6月までに捕獲した際にお支払いしています。4月から6月までの時期は、アライグマがお腹に子供を持っており、この時期に捕獲すると効果的なためインセンティブを与えるということで、その期間に捕獲してもらえれば2千円の捕獲報償費を出しています。

丹後委員

私も目の当たりにしましたけれど、捕獲機を使って捕獲駆除することは、非常に有効で、インセンティブもものすごくあるため、今後とも是非続けていっていただきたいと思います。農家にとっては、鹿、猿、イノシシ等は大きな被害を及ぼしますが、アライグマ、ヌートリアの被害にも困っています。それが自分達に身近な人が捕獲できることで、非常に有効な対策だと思いますので今後の継続、拡大をお願いしたい。

鳥獣被害防護事業に関し、各集落に獣害の防護柵が張り巡らされていますが、老朽化に伴い集落の人が点検に回っていますが、高齢化に伴い回りきれないという話も出ています。地域住民が頑張る必要がありますが、限界があるということで今後何か対策を考えていただければと思います。

農都創造部

金網柵は460キロ程ありますが、管理体制は集落によって様々です。毎月点検される地域もあれば、年2回という集落もあります。破れていれば効果がありません。有害鳥獣被害があるため猟友会に出動依頼され見に行けば、やっぱり穴があいており、塞ぐと被害が減るということで、それぞれの集落の事情もありますが、管理体制をどうするかというのは、防護柵の効果を出されている有効な情報を提供しそれを参考に集落にあった管理体制を見直してもらおうと考えています。畑地区で取り組みを行おうとしている所ですが、マンパワーがなく地元の人だけで取り組むのは難しいということで、都市住民、非農家に獣害柵の点検を、ある種農業体験、田舎体験の取組として行おうとしています。将来的に継続していければ地元も嬉しいし、都市部の人も貢献出来た喜びと新しい体験が出来るというのを今取り組もうとしてるところですので、成果に結びつけられるように研究していきたいと思います。

森本委員

地籍調査事業に関し、非常に本市は、山林の地籍の確定が遅れており非常に大きな課題だと思っています。令和元年度に高倉地区で初めて、取り組んだ結果、今後に向けた方向性を教えて欲しいと思います。

農都創造部

昨年度は、高倉地内で、地元の方に公平な立場で見えていただくことを目的に地籍調査推進員として6名の方を任命し、立会いをしていただきました。立会いをしてもらった結果、比較的里道水路の境界等については、非常にスムーズに調査出来たと感じています。地籍調査を順調に進めるには、調査地の地元自治会で協力体制が明確にできる地域、土地の管理意識が高いことが必要であり、さらに地籍調査結果が森林の整備、経済活動等にも繋がるそういった地域で積極的に進めていけたらと考えています。

森本委員

令和元年度のこの事業を通して、地元の協力があれば、この事業を更に進められると考えているのでしょうか。

農都創造部

今回高倉地区に入り立ち合いした結果、隣接自治会等との境界を決める中で、うちの自治会はいつ調査してくれるのかというような意見も多々いただきました。隣接の自治会から話を聞かしてもらっていると、自分の代の時に明確に土地の境界を決めておき、次の世代が境

界わからず、適切な管理が出来ないということは避けたいというような意見がありましたんで、ニーズが高い事業であると感じており、森林の一体的な生業、利用のこともあるので必要であると感じています。

【主な説明】

農都環境課 決算説明資料に基づき説明

【主な質疑】

丹後委員 多面的機能支払交付金事業に関し、3つの交付金の大きな項目分けがありますが、それぞれについてどのような形で支払いをされているのでしょうか。

農都創造部 農地維持支払交付金については、地域が行われる草刈り、水路、農道、ため池等の草刈り、泥上げ等の作業に対する交付金で単価については管理されている地域の面積によって交付をされる形になっています。もう一つの資源向上支払いについては、今申し上げたような水路、農道というような施設の軽微な補修に対する活動の交付金になります。例えば、路面の補修として砕石を購入して敷きならず、水路の目地を補修する作業に対する補助が出る交付金です。もう一つの長寿命化という項目につきましては、水路を更新する、新しい水路に入れ替えるとか、未舗装の農道を舗装するというような施設の更新作業、補修作業に対する交付金で単価が決まっており、取り組まれてる面積に応じた交付金が出るようになっているという三つの違いがあります。

丹後委員 これは計画に基づいて実行し支払われていると思いますが、実施期間令和元年から5年までということでしたが、以前もこの制度があったかと思いますが、この事業実施の効果や見通しについて具体的に教えていただいたと思います。

農都創造部 平成19年から開始された制度で、当時は、農地水環境保全活動という名前で始まりました。平成26年に法律化され、今後も継続していく見込みだと思われます。これまで地域での草刈りや泥上げの日当は、地域の費用で行われていたのですが、その分を交付金で賄うことができるようになって、地域の負担が少なくなったと考えています。また、水路の小さな修繕、更新等の費用もここから支出することが出来ますので、地域の方については非常に使い勝手がよく、喜んで使っていたる事業だと思っています。

丹後委員 私も地域に住む者なので、今いわれたような気持ちでこの交付金を活用させていただいて、何とか地域で農業が維持できる状態になっています。この交付金事業は、非常に地域にとっては大切な事業だと思

っています。ただ、水路補修の際は、環境に配慮した整備を行うためコンクリートでの補修は駄目でしたか。

農都創造部

令和元年度の説明会では防災、被害での関係以外では、土水路からコンクリート水路に変えることは出来ませんという話をしていましたが、各組織から色々と意見等々もいただき、今年度につきましては、土水路を残していただきたいというのは原則なのですが、用水路や排水路の違いや、組織の状況もありますので、コンクリート製品であっても環境に配慮した製品等もあるため、組織と協議をする中で一部認めている案件もあります。

園田議員

市単独土地改良事業に関し、丹波の田んぼダム推進事業に関してですが、令和元年度に味間南地区が実施されたと思いますが、9月に補正に上げられた事業に関しては、ため池の水を抜くことに対しての補助金だったと思いますが、豪雨の際における本市の田んぼダムの考え方として、どのように捉えられてるのかお伺いします。

農都創造部

先日の補正の際は、ため池の治水の関係で同じような田んぼダムというような言葉を使っています。今回の一筆樹の交換工事でも同じ名前を使用しています。これにつきましては、予算項目の中でこの前のため池の治水の補助金と一緒にっており、前回の補正予算の際にもややこしい説明になったというように認識しております。補助金は全く別の補助金なのですが、目的としては総合治水という目的になっており、現計予算では同じような項目の中に入れさせていただいてます。議員の皆様にも、また市民にもわかりやすいような形の表現に変更していこうと考えています。総合治水、台風、災害での治水は、近年豪雨等が多発していますので、非常に重要であるというように考えておりますので、この前の補正のでも計上させていただきましたように、治水対策については国でも進めており、市も同様に進めていきたいですし、いわゆる田んぼダムなどについても啓発等を進めていきたいというように考えています。

園田委員

最近集中豪雨というような中で、一時水があるのでこのような対策はこれからも大事かと思いますが、地域の方との理解も必要と思います。今後の啓発や推進についてどのように考えているのでしょうか。

農都創造部

啓発等の部分は、少し弱いかなというように認識をしているところです。多面的機能支払交付金組織の方の説明会やヒアリングを各組織に行わせてもらったりする機会がありますので再度啓発をしたり、また農会長会でもチラシなどを配り、協力をいただけるような形での啓発等をまず進めていきたいというように考えています。



園田委員	季節的にも、田んぼダムで貯水することに対して、被害が起こるような時期もあるかと思しますので、その辺の理解もしっかりとしていただく必要もあるのではないかなというように思しますので、その辺も、考慮しながらこうしていただけたらというように思います。
大西委員	環境政策総務費に関し、竹粉碎機について1台追加で購入をされて2台体制で市内の団体等に貸出しをしておられるということですが、メンテナンス等も含め維持管理するのに必要な予算について説明をいただきたいと思います。
農都創造部	竹破砕機についてですが、昨年度については竹粉碎機を1台追加購入したことによる備品購入費、竹粉碎機貸し出しにかかる消耗品、修繕料、委託料等を支出しています。修繕にかかる費用ですが、原則としては、借りた団体負担ということになります。あくまでも団体の過失で機械を壊されたというような場合については、団体負担というようなことになり、市の負担は生じないとなっています。今回修繕料として計上しているものにつきましては、使用にあたって経年劣化的なもの例えばベルトやワイヤーが、経年劣化し弱ってきてしまい交換が必要なものについては、団体の過失によるものではありませんので、市で修繕を行うことにしており、昨年度3万8千445円を要しました。消耗品については、竹破砕機の関係で9万5千248円要しています。また、設備の委託料ですが、使用に際し危険が伴うこととなりますので、団体に貸出しをする際の操作指導、また返却の際に機械が正常な状況で戻ってきているか確認、また軽微な補修等をしてもらうといったところについて、民間の企業に委託をしており使用回数に応じた委託料が発生してくるというような形になっています。昨年度実績で、竹粉碎機に関して市で支出する経費に関しては、消耗品等、修繕料と委託料、また昨年度は1台追加で購入しましたので備品購入費が必要になったということです。
大西委員	竹粉碎機2台で運用されていますが、機械を利用する順番を待たれている団体があるのでしょうか。また、当初に購入した1号機について経年劣化に伴う更新等は検討されているのでしょうか。
農都創造部	昨年度2台目の竹粉碎機を購入するまでは、多くの団体に待っていただくような状況でしたが、昨年10月以降2台体制で運用を始めましたら、それほど待ち時間について今のところ無い状況です。特にこの農繁期の時期になりますと、皆さん利用をなかなかされないようになりますので、今現在10月11月でしたら今からでも予定がとれるというような場合もあります。ですので、当面は2台体制での運

用で問題はないというように思っております。また今後ですが、当面2台で運用をさせていただくのですが、使用に伴った修繕は必要になってきていきます。今回の9月補正において、1台分についてのオーバーホールの補正予算を認めていただきましたが、また次年度以降についても、もう1台の機械についてもオーバーホールが必要になってくることもありますので、使用状況に応じて予算要求についてはさせていただきたいなというように思っております。ただ、当面はオーバーホール修繕という形になりますので、新規購入については、次年度は予定していません。

栗山副座長

県営土地改良事業に関し、ため池等整備事業について記載されていますが、国県負担、市負担、地元負担については、国の条例等によって決まっているのでしょうか。

農都創造部

国の事業ですので、国でガイドラインが定められており、採択された年度によって事業の負担区分が変わりますので、県、市、地元負担について差が出てきています。国のガイドラインによって地元負担のパーセンテージが決定されているという事です。

栗山副座長

ガイドラインに基づくことであり、採択される年度によってパーセントが違ってくるといふ事でしょうか。

農都創造部

同じ事業が続いていれば、同じパーセントになりますが、同じ事業であっても、国のガイドラインの見直しによってパーセンテージが変わってくるということがあります。

栗山副座長

このような事業が1年で済まないと思うのですが、工事現場が田等であれば一気に出来ない工事もあり、工事費が高つくこととなると考えられますが、そのような場合について国は負担してくれるのでしょうか。

農都創造部

こちらについては県営事業ですが、国の予算については全て要求どおりついているという事業もございます。例えばため池なんかにつきましては、要求どおりついでくと県から聞いています。ただし、今おっしゃられたとおり田んぼの場合は、耕作状況によって、一気に進めたくても工事が出来ないということもございますので、春から事業をすることになれば、冬場の工事という形になりますので、現場によって予算の規模は変わってきます。ただ、事業によっては、要求が100%を確保出来ないというものもあるというようには聞いていません。

栗山副座長

そうしましたら、一気にやれる工事であっても、田んぼ相手の場合は、2年3年かかるということもあるのですね。そうすると工事費は、

当然のことながら、2、3割アップしてくるのではないかと考えられますが、そのことについて国は理解してくれるのでしょうか。

農都創造部

地元負担についてのパーセンテージは変わりませんが、国は工事の計画によって予算はつけてくれています。例えば、複数回で工事を発注することによって、今おっしゃられたとおり、工事費が幾分か経費の関係が割高になる可能性があります、それについても国の補助はついているというような状況です。

丹後委員

新エネルギー・省エネルギー事業に関し、山の芋グリーンカーテンについては長く続いている事業だと思いますが、今までの成果と今後の見通しについて教えてください。

農都創造部

山の芋のグリーンカーテンについては、平成22年度から東雲高校と連携して事業を行っています。当初はモデル展示のみで普及啓発のみだったのですが、最近は種芋を無料配布し各家庭で栽培いただくとか、市民・親子向けの講習会を行うなど、学校現場においてグリーンカーテンで地球温暖化の学習に役立ててもらおうこと、また山の芋っという本市の特産品を使い食育という方向でも取り組んでいただいているという状況です。今後の見通しですが、山の芋のグリーンカーテン事業につきましては、少し葉が小さい形の山の芋になりつつありますので、グリーンカーテンとしては意味をなしにくいような状況になってきています。東雲高校において、葉っぱの大きなウイルスフリー種の開発をお願いしていますので、そういった葉の大きな山の芋が出来ればまた学校等で山の芋グリーンカーテンという形で取り組んでいただきたいと思います。今、現在の種芋でしたらカーテンにはなりにくいので、市民向けの山の芋グリーンカーテンの普及啓発ではなかなか難しいかなというように思っています。学校現場においては、地球温暖化対策の学習としてはグリーンカーテンが有効かと思しますので、学校現場においてはアサガオ、ゴーヤといったところのグリーンカーテンで進めていただくか、あるいは山の芋をプランター栽培して手軽に山の芋が栽培できる等そういった新しい栽培方法として、学習に使っていただくかとかそういったところは検討する必要があるかと思っていますが、山の芋グリーンカーテンとしては、当面は事業的には縮小の方向に向かうのかなというように今現在は検討しています。

丹後委員

この事業については、単にエネルギーの観点だけではなくて、本市の特産品を使って環境を守るということで二重にも三重にも意味があると思しますので、ぜひ続けていただきたいと思います。10年ほど

実施しているので、少しマンネリ化してるところもあると思いますので、事業を縮小ということですがまた始める際には、何か統一した掲示板等にその意味を記載する等、ぜひ大きな形のウイルスフリーの山の芋の開発を東雲高校の先生方には頑張ってください、この事業が継続するように、本市のシンボルとなる事業だと思しますので是非継続発展していくことをお願いしたいと思います。

園田委員

生物多様性推進事業に関し、南堀のハスの花復活についてですが、皆さんの努力の賜物で、見事にハスが広がり観光名所の1つになるのではないかなってというような感じを受けて、ハスの花の広がりが早いというのが見ててこちらも驚いています。まだまだ広がっていくとは思いますが、絶やさないための取り組みを今後どうしていくのか教えて下さい。

農都創造部

こちらの南堀のハスにつきましては、長年取り組んできましたが昨年度ようやく復活しました。復活の主な要因というのは、実際難しいのですが、アカミミガメを継続的に捕ってきたこと、あと堀の水位を初期成長の段階で下げたこと、また専門家の指導によりレンコンを複数か所に植付けたこと等が影響して広がってきたのかなというように思っています。今年度については人間の関与は、徐々に減らしていこうというようなことで、東側の昨年広がったところについては特に手をつけず、南堀の南面について、10か所程度を植えさせていただいております。それは初期の防護として防護柵をつけた上で植付けさせていただいておりますけれども、今年度植えたレンコンについても、広がりが見えているというようなところです。また、昨年度から広がっていた場所についても、継続して広がっているというのが今年度の観察の状況です。来年度以降ですが、もうそれほど人間が関与しなくても、自然に広がっていく状況にはあるのかなというように思っていますので、次年度については人的な植付けというのはしないような見込みで、若干の初期成長段階での水位調整、あとは観察そういったところにとどめようかなというように思っています。またこのハス活動については、市・小学校等色んなところと連携をさせていただいて取り組ませていただいております。篠山小学校においては、この堀に植えてるレンコンをポットで植えて育てていただいております。そういったところで、もし仮に将来的に南堀のハスが無くなったとしても、小学校で植付けされているレンコンをまた再度植付けができといった形で、レンコンの保全についても取り組んでいこうかなというように思っています。

園田委員

またそういう取組でお願いをしたいと思ひますし、せつかくあそこまで努力の賜物で広がっていった中で、原因の一つに外来種があつたのではないかと思ひますので、地域の家庭への周知、掲示等での啓発もいいのではないかと思ひますので、市民の方への啓発もよろしくお願ひしたいと思ひます。

吉田座長

新エネルギー・省エネルギー事業費に関し、ぬくもりの郷の木質ペレットボイラーによる稼働率、温室効果ガスの削減量の達成率の部分ですが、このペレットは本市事業所との関連もあると思ひますが、達成率の課題や、今後の方向性を教えていただいてもよろしいでしょうか。

農都創造部

こちらのペレットボイラーにつきましては、平成27年度に国の補助金事業を受けまして、年間160トンのペレットを燃やすことによって温室効果ガスの削減をする、また指定避難所となるぬくもりの郷に置くことにより、災害時に石油燃料が途絶えた場合でも、シャワー程度は出るといったことを目的として導入しています。毎年160トンを目標としていますが、昨年度実績としては120トンにとどまっているところが現状です。とどまっている原因としましては、やはり機械が設置から4、5年経過しておりまして、経年劣化的なもので部品の修繕が若干必要になってきています。そういった修繕に伴う稼働率の低下が考えられ、昨年度については120トンの使用にとどまっています。そして、こちらの120トンの内訳として、本市産のペレットが3分の1、岡山県真庭市産が3分の2程度の使用というようになっています。なかなか、全部本市産でのペレットでの使用というような形では、今のところは達成出来ていないところではございますけれども、市内のペレット事業者でも、ペレット生産能力の増強について今現在検討しております。次年度以降については、できるだけ本市産だけを燃やすというような方向で進めていきたいなというように思っています。

吉田座長

これは昨年度修繕があつたので目標値に達しなかつたけれども、今年度は、目標にかなり近づくという形で理解すればいいでしょうか。

農都創造部

今年度については、コロナウイルス感染症拡大防止策として緊急事態宣言があり施設自体の稼働が停止した時期もありました。この160トンというのは、365日ほぼ毎日朝から晩までフルタイム動かして何とか達成できる数値目標ですので、何らかの要因でそのペレットボイラーがとまってしまうとその分数字が減ってくるというような形になります。今年度についてはそういった緊急事態宣言での施設

の閉鎖もありますので、今現在見ている感じでは恐らく120トンより下がってくるかなというような形で見込んでいます。

【主な説明】

農都政策課 決算説明資料に基づき説明

【主な質疑】

吉田座長

担い手支援事業に関し、人・農地プラン推進交付金9地区ということで90万円の決算となっていますが、事業効果に記載されている人・農地プランの策定状況は、令和元年度は10件となっていますが、この差は何なのですか。

農都創造部

このプランの推進交付金については、今は完成した後に交付することが多いのですが、以前でしたら策定前でも策定後でもどちらでもいいですよということでしたので、プランに取り組もうということで決定されましたら、先に受け取っていただけるという方法もしておりました。それもありましてこの1地区については、前年度に先に受け取りをされてまして、令和元年度完成を見たので決算上の数値には、上がってこないということで差が出ているという状況です。

大西委員

集落営農推進事業に関し、令和元年度から取り組みをされているということですが、草刈り隊設立推進事業があります。事業開始1回のみ10万円を支援され5組織の実績があるのですが、耕作が出来ていない農地が本当に目立つようになってきました。最近、特に山間部は多くなったのですが、目に余るような場所があります。ある程度の環境保全で生物のために、草刈り隊の設立も考え支援策を検討してはどうかと思いますが何か検討されていることがあればお聞かせいただけたらと思います。

農都創造部

草が放置されてる田んぼにつきましては、多面的機能支払交付金で市内約200地区についてほぼ市内の全農地で取り組まれているところだと思います。多面的機能支払交付金で、遊休農地を減らして草を刈り保全を行い、そしてまた農業施設とか農地も草を刈るという趣旨の制度です。ただし、実情として共有している排水路とか農道は皆さん共同のものだから草を刈ろうというような機運もありますが、個人の農地まで刈るのかということとそこまで取り組まれているところが少ないということで、やはりそういったところに取り組みを促進するためにこの草刈り隊という制度を設けて、農地の中を耕す集落の担い手、あるいは大規模農家、地域の農家が連携して良い景観を守っていくということを促進したいということで取り組んだ制度です。多

面的機能支払組織の中の有志で組織を立ち上げている実情がありまして、その組織を中心に、遊休農地の草刈り共同の施設だけではなく、個人の農地の草も刈っていただきたいという趣旨です。農業委員会がパトロールしており、あんまりひどいところは勧告といったことで適正な状態に戻していただくということも実施していますので、それぞれのセクションで総合的に農地の保全をやっていきたいというように考えています。

大西委員

答弁していただいたような形で出来ていないのが現実です。谷間は、獣害対策等もありその影響もあって放置されているという方も、勿論あるのですが、良い場所と思われる場所でも放置してある場所があります。将来的に本市が農の都と言われ、また基幹産業も農業と言われる場所なので、市民全体で農地を守っていくということに関して、組織づくりを考え補助を出せるような予算の検討もいただけたらと思うところです。

農都創造部

草刈り隊制度については、令和元年度に始めたばかりの制度でして、取り組んでいただいた5組織以外にも令和2年度に取り組んでいただいておりますので、そういった方々を一同に会して、課題、活動しやすくするための支援措置の在り方についても、意見をいただき更に必要であれば今後拡充していくとかということを検討していきたいと考えています。

森本委員

特産物振興事業に関し、市場運営補助金として444万1千円を決算として計上していただいています。市場に関しては、当初の運営母体から、突如内部分裂みたいな形で運営母体が変わって、新しい責任者のもとで今再スタートをいただいていると認識しています。最初の際に、市場と地域住民との何か交流的なイベントも含めて、いろんな人にそこに集ってもらうような市場を目指したいという説明をいただいていたと思いますが、一般市民に見えた形にはなっていませんし、運営状況が一体どういう状況になっているのか令和元年度の事業について、教えてください。

農都創造部

丹波篠山市場につきましては、当初予算の修正があったということで、約10ヶ月の予算として、今回441万円ということで決算となっています。当初計画で、地域住民を巻き込んで市場機能だけでなく、多様な方々がそこを利用していただくということを目標に掲げておられましたけれども、初年度は基盤を整えるということで市場の機能に集中したいということで、そういった取組もまだ出来ていないという状況です。3ヶ年の支援期間の1年目が令和元年度であったので

すが、売上げの計画としてはほぼ計画どおりの売上げということで報告を受けています。令和2年度につきましては、先般4月以降の中間の報告をいただいたところですが、市内の仲買人の買い付けがコロナウイルスの影響で低迷しているというところで、農家の出荷が増えているものの、買いが弱くなかなか思うように売上げ伸びていないということで、上半期の段階で前年対比、約9割ということで確認しています。今後秋を迎えますので、また盛り返していきたいというようには聞いておりますけども、先ほど指摘がありました市場機能だけではなく、地域の連携を図っていくということも常にこちら側から申し上げていますので、あと今年下半期と1年ありますのでその中でそういった方向もきっちり示していけるように、指導していきたいと考えています。

森本委員

農業一般管理事業に関し、専門官の勤務体制の勤務体制の違いがあるのかと思いますが、農都環境政策官との待遇が異なることについての説明をお願いしたいと思います。

農都創造部

農都創造政策官と、農都環境政策官との対応が余りも違うのではないかとといった指摘かと思いますが、勤務日数が本人の希望により週2日となっております、農都環境政策官が週4日です。その辺の差がありまして、単価が変わってきています。市としても、農都創造政策官に支援、指導いただきたいということで、本人の意向があれば、もっと増額して対応していただきたいのですが、御自身の農業をかなり大きくされておりなかなか市に来れないということもあり、こういった差になっています。

森本委員

特産物振興事業に関し、米袋作成負担金についてですが、農業の集荷袋が斬新なきれいなデザインになっていますが、参考までにどちらからの発案で、この米袋が新しくなったのか説明いただきたいと思います。

農都創造部

米袋の刷新につきましては、もう数年来からの課題として農協との話の中でございまして、前回の袋が兵庫の米ということで米袋に書いてありまして、都会の米屋に並ぶのですが、丹波篠山市産であるということはわかりにくいので、何とかならないかなということで4、5年前から協議しておりました。その中で、丹波篠山市に市名が変わるといったこともありましたので、この際市名変更に合わせて、米袋には丹波篠山市産として表記していこうと両方で意見がまとまりまして、デザインにつきましては、丹波篠山らしいデザインにしてほしいということをお農協にお願いして実現したものです。



丹後委員	<p>特産物振興事業の省力化機械等導入推進事業補助金の件ですが、黒大豆の省力化ということで、選粒機や畝たて整形機の導入がありますが条件は何かあるのでしょうか。</p>
農都創造部	<p>こちらの条件は、黒大豆の栽培面積が1ヘクタール以上ということで、それだけが条件になっております。やはりこれぐらいの面積になりますと、共同の機械を利用する順番を待つには無理があるということで、1ヘクタールの栽培条件を付けて、今後面積を拡大してもらえる期待も込めて重点的に支援をしています。</p>
丹後委員	<p>この事業名等で趣旨も理解しましたが、いろんな補助金の申請の際に、認定農家、大型農家、やっぱり1ヘクタール以上栽培している等のいろんな大きな制限があり、一般の小さな農家に対する補助制度が少ないんじゃないかという思いを持っています。農業の集約化を図るという点では理解しますが、本市の土台になる農村から人が減ってはいけない、特に兼業でやっているような小さな農業の人にも、何か補助があるような制度がないかということのを常々思っていて、この趣旨事業はわかりますが、ほかにも兼業で小さく農業をやっている人に補助をし、継続して農業から離れなくてもいいような補助を考えておられるのかどうか。その辺を教えてください。</p>
農都創造部	<p>市として割と小さな規模の農家につきましては、1軒で機械を買って生産していくといっても機械倒れになってしまい、費用と収益のバランスがとれないといったところに継続性がなかなか保てないところで、今集落で最低3戸以上の話がまとまればそういった組織をつくっていただいております。集落営農組織としてみなし機械助成をしています。そこにつきましては、黒大豆でしたら、人・農地プランを作っていただいたら40%という高い補助率を設けてます。これは市単独で最高の補助金になっておりますので、単独ではなかなか機械を持ってないが、3人以上で共同して購入し利用していただくということで進めています。ですから、1ヘクタールぐらいの栽培になりますと集落の中核的な農家になってきますので、先ほど申しあげました25%ということで、若干差をつけさせていただき集落で導入していただくには、補助率が低いですが、そういったことを利用していただくという状況です。</p>
丹後委員	<p>趣旨理解しますが、農作業で利用する時期は一緒で、共同、3戸で一つの機械を持ってもなかなか使い回しが難しかったり、その3戸集まるのが難しかったりするので、機械を買っても維持出来ないという思いではなく、先祖からの引き継がれた財産として自分の稼ぎを投</p>

入しても何とか農業を維持したいと、例え自分の支出が多かったとしても維持したいというような思いを持ってしている人に対して、機械購入出来ないと農業出来ないのも、1ヘクタール未満の農家にも補助して欲しいという思いがあって、新しい機械ではなく中古機械の導入、あるいはレンタルを考えるなど、3名以上のグループを組めないような小規模でやってる農業者とかが、維持できるような施策を是非今後考えていただきたいという思いです。

農都創造部

1ヘクタールという基準は設けておりますけども、新規就農者、面積が小さい1ヘクタール未満でも意欲のある農業者で広げていこうという方もおられますので、そういったところをどういう制度設計して、将来につなげていくのかというのも大きな課題でありますし、やはり小さな農家が品質の良い黒大豆とか山の芋作っておられますので、そういったことができるのかまた検討を続けたいと思います。

栗山副座長

生産調整対策事業に関し、主な転作作物作付け面積の推移ということで表がありますが、黒大豆は平成29年度と比較すると若干減少の傾向にあります。本市のブランドの商品の1番大事な黒大豆については、約600ヘクタールの目標といたしますかある程度の量は確保する必要があるかと思えます。担い手がなかなか減っていく状況にありますが、結果的に数字が物を言いますので、その辺の取組についての考えは何かあるのでしょうか。

農都創造部

先ほど指摘いただきましたように、平成30年、令和元年につきましては黒大豆が平成29年と比較し減少し枝豆が多いというように見えるのですが、実は平成30年、令和元年度につきましては、黒大豆の作柄が非常に悪い年で、枝豆も作る際に通常でしたら2株で出来るところ3株いるというようなことでかなり枝豆の面積が増えています。黒大豆に関しても、被害が大きく収量も低かったといったところでした。令和元年度も同じように余りよくなく、本年は何とか過去2年に比べたら良いできであるというように聞いています。あとこの面積、平成29年度は黒大豆と枝豆を合わせて809ヘクタール、それが令和元年度777ヘクタールと、若干減反廃止により若干減っているところではありますが、実際800ヘクタールまでのレベルに行きますと、やはり連作の田んぼがかなり増えておりまして、普通3年で回していくような体系が望ましいのですが、良い田んぼを選び出しますと2年に1回交互につくるというような現状もありまして、そういった連作が続くことによって収量や品質が下がっているところも中にはありますので、やはり適正な面積、栽培をしていただいて、収量

栗山副座長

と品質を向上して収益を上げるといったことも大事ですので、これからの進め方としては、一定の適度な面積を栽培していただいて、品質と収量を向上いただくような取組も進めていきたいと考えています。

品質面について黒大豆の大きさ（Lと2L）の比率が1番大事なところかになるかと思います。やはり2Lがある程度数がないと、本市のブランドとしては物足りないと思いますし、他府県と比較する必要もありますので、やはりその辺の取組みを検討する必要があるかと思っています。天候が相手ですので難しいですが、2Lがないと購入者にとって満足いくものではないかと思っています。そういうところにも配慮した取組みを練っていただきたいなというように思います。台風とかの対策とかにもいろんな対策とられているということも聞いていますので、そういった工夫を市内にやはり広げていって、安定した品質のいいものを売っていくというような努力が必要じゃないかと思っています。

■ 認定第6号 令和元年度丹波篠山市農業共済事業会計決算認定について

【主な説明】

農都創造部 決算資料に基づき説明

【主な質疑】

なし

■ 議員協議

認定第1号 令和元年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 令和元年度丹波篠山市農業共済事業会計決算認定について

—部長への確認質問なし—

—市長への確認質問なし—

閉会 栗山副座長 あいさつ